

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動 力 伝 達 装 置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1： 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2： 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

注3： 自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。（第67条関係）